

※公的年金等以外の他の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告が必要ない場合であっても医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けるためには町県民税の申告を行う必要があります。

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保することから「復興特別所得税」が平成25年から創設されました。

このことにより所得税と併せて復興特別所得税の申告と納付が必要となりますので、確定申告書の作成にあたっては、記入漏れのないようご注意ください。

税制改正のお知らせ

①住宅借入金等特別控除の延長・拡充がされました

平成25年12月31日から平成29年12月31日まで延長されるとともに、平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が拡充されることとなりました。

②上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率が廃止されました

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が平成25年12月31日をもって廃止されました。

このことにより平成26年1月1日以降については、本則税率20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。※平成49年分までは、復興特別所得税（0.315%）が所得税に加算されます。

事前に準備ください

①農業所得のある人

農業所得は、営業所得などと同様に収支計算が必要です。

収支計算とは、その年の1月から12月までの1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する方法です。

あらかじめ収入や経費を科目ごとにまとめ、収支内訳書（農業所得用）を作成してください。収支内訳書の用紙は税務課で配布しています。

※収支内訳書が作成されていない場合は、確定申告の受け付けができません。※確定申告書とともに提出する書類は、収支内訳書だけです。

②医療費控除を受ける人

本人または本人と生計同一にある家族が、病気やケガなどで治療を受け、一定額以上の医療費（医療を伴う介護サービスにかかる自己負担を含む）を支払ったときは、医療費控除を受けることができます。

(1) 総所得金額等が200万円以上の人は医療費の合計が10万円を超えた場合

(1年間に支払った医療費の合計額) - (保険金などで補てんされる金額)

(注) - 10万円

(2) 総所得金額等が200万円未満の人は医療費の合計が「総所得金額等×5%」を超えた場合

(1年間に支払った医療費の合計額) - (保険金などで補てんされる金額)

(注) - 総所得金額等の5%

(注) 生命保険契約などで支給される入

院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など

控除額の上限は200万円です。

事前に受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。明細書の用紙は税務課で配布しています。

※医療費の明細書が作成されていない場合は、確定申告の受け付けができません。

③要介護認定該当者で障害者控除を受ける人

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人については、障害者控除、障害者特別控除を受けることができます。

また、手帳の交付を受けていない人でも、介護保険法による要介護認定を受け、一定の要件を満たす場合は、障害者控除、障害者特別控除を受けることができます。控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定書の交付申請の手続きについては、介護支援課（☎6501）へお問い合わせください。

事業・不動産所得者の記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得（営業、農業）や不動産所得等を有する白色申告者のうち、前年もしくは前々年において事業所得等の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳・帳簿書類の保存制度の対象者が、平成26年1月（平成26年分）から事業（営業、農業）や不動産

産などの業務を行うすべての方に拡大されました。

近江八幡税務署からのお知らせ

近江八幡税務署は、土・日・祝日が閉庁となるため、県内の他の税務署で次のとおり閉庁日対応を行います。

◆とき

2月22日（日）・3月1日（日）
午前9時～午後5時

◆ところ

大津税務署・草津税務署

◆内容

確定申告に関する相談、確定申告書の配布・收受、所得税の納付相談
近江八幡税務署 ☎33141

所得税の還付申告は1月5日から

給与所得者で年の途中で退職され、年末調整を受けなかった人や医療費控除などの各種控除を受けることで所得税が還付になる人は1月5日から近江八幡税務署において還付申告ができます。

e-Tax

インターネットで
申告書を作成できます

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」では、金額などの項目を入力すると税額などが自動計算され、申告書を作成することができます。作成したデータは、印刷して税務署へ郵送で提出することができます。そのため、税務署などへ出向く必要がなくなります。また、公的個人認証などの電子証明書を取得すれば、インターネットを利用して申告書を提出することも可能です。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当 ☎6570

軽自動車税の税率が変更されます！

平成26年3月31日に、公布された地方税法の一部改正に伴い、日野町税条例の一部を改正しました。

①平成27年度より、一律に税率が変更されるもの（解説①参照）

	車 種	総排気量など	プレートの色	旧税率(年額) 3月31日まで	新税率(年額) 4月1日から
日野町ナンバー	原動機付自転車	50cc以下	白	1,000円	2,000円
		51～90cc以下	黄	1,200円	2,000円
		91～125cc以下	桃	1,600円	2,400円
		20cc超(三輪以上)	水色	2,500円	3,700円
	小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600円	2,000円
		その他(フォークリフト等)	緑	4,700円	5,900円
滋賀ナンバー	二輪の軽自動車	126～250cc以下	白	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車	251cc～	白	4,000円	6,000円

②初めて車両番号の指定を受けた日により、税率が変更されるもの（解説②参照）

滋賀ナンバー	車 種		税率(年額)	
			現行税率(年額)	新税率(年額)
	軽三輪		a 3,100円	A 3,900円
軽四輪	乗用	自家用	b 7,200円	B 10,800円
		営業用	c 5,500円	C 6,900円
	貨物	自家用	d 4,000円	D 5,000円
		営業用	e 3,000円	E 3,800円

農耕車の ナンバープレートは お持ちですか

軽自動車税は、車両の使用の有無や公道の走行に関わらず、所有している場合に課税対象となります。そのうち、農耕車（トラクタ・コンバイン・田植機等）につきましては、乗用装置付きで、最高速度が35km/h未満で走行できる車両が対象となります。

対象となる農耕車を新規に取得された方、または現在ナンバー（標識）の交付を受けていない車両をお持ちの方は、役場税務課にて、ナンバー（標識）交付の手続きをしてください。



③13年を経過している車両は平成28年度から、税率が変更されます（重課税）（解説③参照）

税率(年額)	税率(年額)	税率(年額)	税率(年額)
現行税率(年額)	重課税率(年額) (平成28年度から)	新税率(年額)	重課税率(年額) (平成28年度から)
a 3,100円	4,600円	A 3,900円	4,600円
b 7,200円	12,900円	B 10,800円	12,900円
c 5,500円	8,200円	C 6,900円	8,200円
d 4,000円	6,000円	D 5,000円	6,000円
e 3,000円	4,500円	E 3,800円	4,500円

解 説

①登録されている車両に対して、平成27年度の課税より、一律に税額が変更となります。

軽自動車は、**使用に関わらず、賦課期日の4月1日に登録状態であれば課税されます。**

現在お持ちでない車両が、登録のままになっている場合は、すみやかに下記の機関で手続きを行ってください。

日野町ナンバー（原付・小型特殊）
日野町役場税務課 住民税担当
住所：日野町河原一丁目1番地
☎ 0748-52-6570（直通）

滋賀ナンバー（軽二輪・小型二輪）
滋賀運輸支局
住所：守山市木浜町2298番地5
☎ 050-5540-2064

滋賀ナンバー（三輪・軽四輪）
滋賀県軽自動車検査協会
住所：守山市木浜町2298番地3
☎ 050-3816-7103

②初めて車両番号の指定を受けた日によって、税率が変わります。

指定を受けた日が平成27年3月31日まで

指定を受けた日が平成27年4月1日以降

⇒ 現行税率（年額）

⇒ 新税率（年額）

※平成27年度については、平成27年4月1日に登録された車両のみ、新税率が適用されます。

③最初の新規検査（初度検査年月）より起算し、13年を経過している車両が、対象となります。（平成28年度から） **平成14年12月31日以前に最初の新規検査（初度検査）を受けた車両は、平成28年度から重課税率が適用されます。**最初の新規検査（初度検査）…車検証に記載のある「初度検査年月」で確認をお願いします。

※車検証の「初度検査年月」の欄に月が記載されておらず、年のみの記載の場合、その年の12月に検査を受けたものとして、取り扱います。（平成15年10月14日までの車検証には、年数のみの記載になります）